

特集 大田原市の障害福祉サービス

市では、障害のある方が可能な限り自立して生活が出来るように、住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現するために、障害者総合支援法(※)に基づき様々な障害福祉サービス(以下：サービス)の提供を行っています。

この特集では、サービスの種類や市内のサービス提供事業所、サービスの利用の流れを中心に紹介していきます。

障害者総合支援法とは？

障害者などへの支援を定めた法律で、日常生活や社会生活を総合的に支援するための内容がもりこまれています。



1 サービスの種類および市内事業所

(1) サービスの種類

①訪問系サービス 在宅で訪問を受けたり、通所などをして利用するサービス

名 称	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
同行援護	重度の視覚障害により行動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
短期入所（ショートステイ）	家での介護者が病気などの場合、短期間、事業所へ入所できます。
自立生活援助	1人暮らしへの移行を希望する場合、本人の意思を尊重し地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時対応を行います。

②日常活動系サービス 事業所で昼間の活動を支援するサービス

名 称	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、事業所で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
療養介護	医療的ケアが必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
自立訓練（機能・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労や就労に伴って生じている生活面の問題を解決し、長く働き続けられるようサポートします。

③居住系サービス 施設で住まいの場としてのサービス

名 称	内 容
施設入所支援	事業所に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助をします。

（２）大田原市内のサービス提供事業所

No	事業所名 ※下段は運営法人名	所在地・連絡先	提供サービス	販売・作業請負
1	TBC 大田原ケアセンター (株)TBC 福祉教育センター	紫塚 2-2609-2 TEL (20) 2551	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護	
2	大田原市社会福祉協議会 (福)大田原市社会福祉協議会	黒羽田町 848 TEL (54) 1849	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護	
3	ニチイケアセンター大田原 (株)ニチイ学館	佐久山 3227 TEL (28) 7066	居宅介護、重度訪問介護	
4	ニチイケアセンター大田原中央 (株)ニチイ学館	城山 1-5-23 TEL (20) 2133	居宅介護、重度訪問介護	
5	在宅介護支援センター藍 (福)同愛会	小滝 17-21 TEL (20) 5252	居宅介護	
6	虹の里訪問介護センター リヤン(株)	川田 570-1 TEL (59) 7101	居宅介護	
7	訪問介護事業所ライブ Soleil(株)	本町 1-2701-11 サイトーパルコニー 601 TEL (22) 3533	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護	
8	ナイスケアリング大田原 (株)ナイスケアリング	本町 1-2714 ビルラポール 1F-B TEL (22) 2100	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護	
9	ヘルパーステーションこすもす (特非)栃木かあさんの家	住吉町 1-9-21 TEL (48) 7004	居宅介護、重度訪問介護	
10	なす療育園 (福)邦友会	北金丸 2600-7 TEL (20) 5100	療養介護、短期入所	
11	サポートハウス那須 (福)邦友会	北金丸 2600-7 TEL (20) 5100	生活介護、施設入所支援、 短期入所	
12	那須共育学園 (福)あいのかわ福祉会	小滝 17-18 TEL (24) 2620	生活介護、施設入所支援、 短期入所	
13	那須共育学園レスピット (福)あいのかわ福祉会	小滝 17-21 TEL (24) 2620	生活介護	
14	あゆも (福)あいのかわ福祉会	前田 261-2 TEL (54) 3663	生活介護、自立訓練、 就労継続支援 B 型	手芸、下請
15	エルムの園 (福)エルム福祉会	中田原 381 TEL (22) 8011	生活介護、就労移行支援、 就労継続支援 B 型	下請、草むしり
16	smile (福)エルム福祉会	中田原 586-7 TEL (23) 9311	生活介護	
17	SELPみなと (福)エルム福祉会	本町 1-2701-229 TEL (23) 6106	自立訓練、就労移行支援 就労継続支援 B 型	菓子
18	hikari no cafe 蜂巢小珈琲店 (福)エルム福祉会	蜂巢 295 TEL (54) 2255	就労移行支援、就労継続 支援 A・B 型	菓子

No	事業所名 ※下段は運営法人名	所在地・連絡先	提供サービス	販売・作業請負
19	hikari no cafe 大田原市庁舎店 (福)エルム福祉会	本町 1-4-1 固定電話なし	就労継続支援 A 型	菓子
20	かりいほ (福)紫野の会	北野上 3952 ☎(54)2854	生活介護、施設入所支援	手芸、農産 (お茶)、草むしり
21	希望の里 みはら (特非)バリアフリー総研	美原 3-1-28 ☎(53)7571	短期入所	
22	希望の杜 みはら (特非)バリアフリー総研	美原 3-1-29 ☎(47)7654	生活介護	
23	希望の里 甲州屋 (特非)バリアフリー総研	中央 2-3-4 ☎(53)7997	短期入所	
24	ふるさとセンター那須 (福)窓の陽	黒羽田町 222 ☎(53)7660	自立訓練	
25	ワークハウス大田原 (福)窓の陽	黒羽田町 222 ☎(53)7660	就労継続支援 B 型	下請
26	短期入所施設 夢来 (特非)ライフネットワーク歩夢	堀之内 625-19 ☎(53)1855	短期入所	
27	杉の家 (一社)カネキ	中野内 1157 ☎(53)7888	自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援 B 型	菓子、手芸、 下請、草むしり
28	杉の子ハウス (一社)カネキ	北野上 1379 ☎(53)7888	短期入所	
29	アスミル大田原 (一社)社会福祉総合支援協会	本町 1-2701-11 サイ トーバルコニー 102 ☎(47)6000	就労移行支援、就労定着 支援	
30	ボラリス (一社)無邪気	黒羽向町 1555 ☎(53)7900	就労継続支援 A 型	下請
31	スタンドバイミー リーダーシップ(株)	加治屋 87-83 ☎(46)5851	就労継続支援 A 型	下請
32	こもれびのさと (有)マインドライフ・サービス	中野内 1825-31 ☎(59)0889	就労継続支援 B 型	下請
33	T2 (株)テトデ	薄葉 1133-2 ☎(53)7837	就労継続支援 B 型	農産(しいたけ)、下請
34	グループホームメロディ (医)大田原厚生会	末広 1-3653-1 ☎(23)3962	短期入所	
35	ショートステイつばさ (一社)つばさ	親園 824-1 ☎(53)7393	短期入所	
36	グループホームさくら (福)あいのかわ福祉会	町島 502-1 ☎(22)6250	短期入所	

◆上記以外のグループホームは、障害者などの住まいの場であるため掲載していません。

◆販売・作業請負欄は、授産品を販売したり、企業などから作業を請け負える事業所となっています。
授産品の購入や作業を依頼したいときは、各事業所に直接ご相談ください。

◆市内の事業所で提供できないサービスがある場合、市外の事業所を利用することも可能です。

◎「販売・作業請負」欄の見方

- ・菓子：洋菓子類販売
- ・農産：農産物販売
- ・手芸：手芸品販売
- ・下請：作業の請負(箱の組み立て、簡単な部品組み立て、選別などの軽作業)
※依頼先に出向いて作業できる事業所あり。
- ・草むしり：草むしり作業の請負

2 サービスを利用するとき

(1) サービスを利用するまでの流れ

①申請書の提出

福祉課障害支援係（市役所本庁舎3階）に申請書を提出します。

②調査

障害支援区分が必要なサービスを申請した場合、認定調査員が訪問調査を行います。

③サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業所でサービス等利用計画案を作成してもらいます。

④支給決定

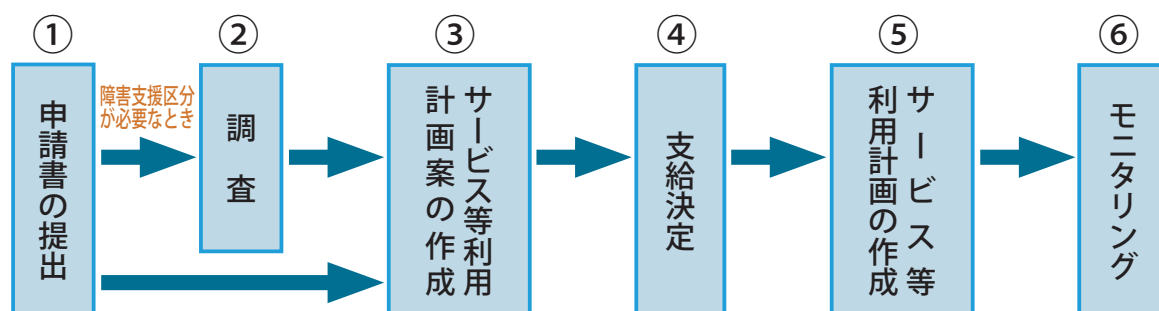
申請書・調査・サービス等利用計画案をもとに支給決定が行われ、障害福祉サービス受給者証が交付されます。

⑤サービス等利用計画の作成

実際に通うサービス提供事業所と連絡調整し、指定特定相談支援事業所でサービス等利用計画を作成してもらいます。

⑥モニタリング

⑥サービス提供事業所へ通った結果、サービス等利用計画の内容が適正であったかの確認を定期的に行います。



(2) サービス利用時の自己負担額

サービスを利用した場合は、下記表のとおり負担能力に応じた利用料を支払います。ただし、費用の1割(※)が上限となります。残りの費用は大田原市が負担します。

※負担上限額よりサービス費用の1割に相当する額が低い場合は1割の額です。

①障害福祉サービスの利用負担

区分	世帯の収入状況(障害者本人とその配偶者)	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯で所得割額が16万未満の方 ※施設入所者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外の方	37,200円

※障害児(18歳未満)の利用負担については、福祉課にお問い合わせください。

（３）大田原市障害者相談支援センターについて

大田原市では障害者などの日常生活を総合的に支援するために相談支援センターを設置しています。

サービスの利用手続きに関すること、日常で困っていること、仕事・就職のこと、学校のことなどについて相談を受け付けています。

相談される際は、事前に電話で相談内容をお知らせください。



大田原市障害者相談支援センター

◆所在地

大田原市若草 1-832(大田原保健センター内)

◆電話番号

0287(20)6751

◆開所時間

月曜日から金曜日(年末年始、土日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分



3 福祉課からお知らせ

◎サービスを利用している方のご家族から

子どもが生まれた時「社会に役立つ人に育ててほしい」そう思いました。息子に障害があるとわかってからは「少しでも出来ることを増やし、社会との繋がりを大切にしたい」そんな思いで育ててきました。子育ては上手くいく事ばかりではなく、沢山の方に教えられ、助けてもらい、励まされて親子でここまで来ました。

これからは、家族の支えの他にも地域の中で、彩り豊かな生活を過ごしてほしいと思います。特別支援学校を卒業後、市内のサービス提供事業所に通って数年、息子は支援を受けながらゆっくりと成長を続けています。

大田原市地域自立支援協議会 当事者部会員

◎「フリースペース」にご参加ください

大田原市地域自立支援協議会 当事者部会では、毎月1回、大田原市生涯学習センターで、当事者や障害者に関わる家族などの交流の場として「フリースペース」を設置し、自由な雰囲気の中で、日ごろ感じていることなど情報交換を行っています。

参加費は無料となっていますので、参加を希望される場合は、福祉課障害支援係までお問い合わせください。

◎事業所で作られた授産品の一部を紹介します



○問い合わせ先 福祉課障害支援係（市役所本庁舎3階）TEL(23)8954